



令和 5 年 2 月 2 日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料 2

令和 5 年 2 月 日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会 長 下井 直毅

国民健康保険制度に関する意見書

国民健康保険制度は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的として昭和 33 年の国民健康保険法の改正以降、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、こんにち、その主な被保険者は、同制度発足時の農林水産業者や自営業者から、年金生活者、無職者、非正規労働者などの低所得者層へと大きく推移し、それとともに国民健康保険制度が抱える構造的な課題が顕在化し、国民健康保険の財政運営はきわめて厳しい状況に直面しております。

このようななか、国民皆保険を堅持していくため、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県とする制度改革が平成 30 年度に実施されました。この制度改革により、毎年、国から全国市町村国民健康保険に約 3,400 億円の財政支援がなされるようになりましたが、一方で、多摩市をはじめとする各市町村においては一般会計からの法定外繰入の早期解消も求められております。

多摩市の場合、毎年約 10 億円の法定外繰入を行い国民健康保険財政運営を行っている状況のなか、東京都から示された令和 5 年度国民健康保険事業費納付金では、一人当たり納付金額が 186,618 円、平成 30 年度の 151,357 円から 23.3%増加しており、年金生活者、無職者、非正規労働者といった低所得者層はもとより、中間所得者層にとっても過大な負担を強いるものとなっております。

今後、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増大、また、現在、国で検討されている勤労者皆保険の推進の動きなどを踏まえますと、国民健康保険事業費納付金の一人当たり納付金額は更なる大幅な引き上げが必要で、これを被保険者に負担を求めるにも限界があり、国が進める国民健康保険事業運営の原則である国民健康保険会計独立採算とした場合、国民健康保険制度そのものが崩壊する危機に瀕していると言わざるを得ません。

つきましては、国民健康保険制度の安定的な運営を期し、被保険者の実態に即した保険税負担となりますよう、国に対しては平成 17 年の「三位一体改革」以降引き下げられてきた国庫



令和5年2月2日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料2

負担金の引き上げを、また、国民健康保険の財政運営責任主体で共同保険者である東京都に対しては東京都独自の財政支援の拡充などを、他市首長と連携して働きかけてくださいますようお願いします。